

令和6年9月20日

横浜市長

横浜市大規模小売店舗立地審議会
会長 石塚陽子



大規模小売店舗を設置する者による生活環境保持
のための適正な配慮に関する事項について（答申）

令和6年2月15日付けで届出のあった次の店舗については、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条に基づく指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を勘案し調査審議した結果、以下のとおり答申します。

大規模小売店舗の名称 及び所在地	審議結果
(名称) (仮称) ケーズデンキ港北 師岡店	本案件に対し、法第8条第4項に基づく横浜市の意見を有しないものとすることが適当と判断します。 なお、以下について付帯事項とします。
(所在地) 横浜市港北区師岡町636番 地2	<ul style="list-style-type: none">店舗周辺には、多くの住宅が立地しているため、来退店車両が住宅地を通過することで生活環境が悪化するがないよう、必要な対策を講じてください。南側の駐車場出入口は、住宅地に繋がる道路に面しているため、開店後の交通環境について調査を行い、その結果を報告してください。開店後、駐車場等の出入口及び敷地内の安全対策、店舗周辺の交通環境及び近隣住宅の生活環境等に問題が生じた場合には、関係機関と協議の上、速やかに適切な対策を講じてください。